

(平成27年4月1日現在)

① 基本料金 (介護保険法から給付される費用)

・施設利用料 (ユニット型介護福祉施設サービス費 (I)) ※平成12年4月1日以降に入所の方

要介護区分	1日当りの施設費	自己負担額
要介護1	6,418円 (625単位)	自己負担金は、加算を含め1月の合計単位数に1単位の単価 (地域区分: 6級地) 10.27円を乗じて得た金額の10%とする。 (1円未満は切り捨てとする。) なお、減額認定者は減額されます。
要介護2	7,096円 (691単位)	
要介護3	7,825円 (762単位)	
要介護4	8,503円 (828単位)	
要介護5	9,181円 (894単位)	

・(ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)) ※平成12年3月31日以前に入所していた方

要介護状態区分	1日当りの施設費	自己負担額
要介護1	6,418円 (625単位)	利用者の収入等により、市区町村が決定します。
要介護2又は要介護3	7,414円 (722単位)	
要介護4又は要介護5	8,729円 (850単位)	

・加算料金

	費用	適用
個別機能訓練加算(1日当り)	123円 (12単位)	専従常勤の機能訓練指導員に従事する看護師が配置され、他職種と共同して、入所者ごとの機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合に加算
初期加算(1日当り)	308円 (30単位)	初めて入所した日から30日間、または、30日を超える入院から退院して再入所した日から30日間に限り加算
看護体制加算 (I) ロ (1日当り)	41円 (4単位)	常勤の看護師を1人以上配置している場合に加算
看護体制加算 (II) ロ (1日当り)	82円 (8単位)	看護職員 (常勤看護師1人以上含む) が常勤換算で4人以上配置し、かつ24時間連絡できる体制が確保されている場合に加算
入院・外泊料金(1日当り)	2,526円 (246単位)	入所期間中に入院、または居宅における外泊をした期間、1月に6日を限度として加算。 ※入院または外泊の初日及び最終日は、この加算の算定はありません。 ※入院や外泊期間中に、短期入所生活介護サービスの利用者が当該ベッドを使用した場合は、この加算はありません。
栄養マネジメント加算 (1日当り)	143円 (14単位)	管理栄養士等が、医師の指示により、継続的に入所者ごとに、定められた栄養管理を実施した場合に加算

経口移行加算（1日当り）	287円（28単位）	経管により食事摂取している入所者ごとに、経口による食事摂取を進めるために経口移行計画を管理栄養士、看護師等が共同して作成し、医師の指示を受けた管理栄養士による特別な栄養管理及び看護師による支援を実施した場合、180日以内に限り加算される。 ※医師の指示に基づき継続して、栄養管理及び支援が必要な場合は、引き続き算定される。
経口維持加算（Ⅰ）（1月当り） 経口維持加算（Ⅱ）（1月当り）	4,108円（400単位） 1,027円（100単位）	経口維持加算（Ⅰ）は、経口により食事摂取している入所者で、摂取機能障害を有し、嚥下が認められる場合、医師の指示に基づき、経口摂取を継続するための経口維持計画を管理栄養士、看護師等が共同して作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が特別な栄養管理を実施した場合、6月以内の期間に限り加算。 経口維持加算（Ⅱ）は、経口による継続的な食事摂取を支援するための食事の観察及び会議等に医師が加わった場合に加算。 ※医師の指示に基づき継続して、誤嚥防止のための特別な管理が必要とされる場合は、引き続き算定される。
療養食加算（1日当り）	184円（18単位）	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき、特定の治療食が提供された場合に加算
口腔衛生管理体制加算（1月当たり）	308円（30単位）	歯科医師又は歯科衛生士から受けた口腔ケアに係る技術的助言及び指導に基づき、口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合加算
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ（1日当り）	277円（27単位）	基準数を1以上上回って、夜勤職員が配置されている場合に加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	加算を含め所定単位数の5.9%	加算対象事業所として承認された場合に加算

② 居住費および食費（利用者が原則全額負担する費用）

（国が設定した基準費用額は、1日当り、居住費 1,970円、食事費 1,380円と定められています。）

・負担限度額認定証をお持ちの方の自己負担額

利用者負担段階	居住費（認定用個室）	食費
第1段階	1日につき 820円	1日につき 300円
第2段階	1日につき 820円	1日につき 390円
第3段階	1日につき 1,310円	1日につき 650円

・負担限度額認定証をお持ちでない方の自己負担額

居 住 費（通常個室）	食 費
1日につき 1,970円	1日につき 1,380円

料金の種類	自己負担額	概要
希望食（1食当り）	実 費	特別注文によりメニューから選択
理容代（1回につき）	実 費	理容師が来所いたします。
行事参加費	実 費	日帰り旅行のバス代、納涼祭、クリスマス会等の参加費
教養娯楽費	実 費	陶芸教室、絵手紙教室等の教材や講師料の自己負担
その他日用品費	実 費	個別のご希望により日用品を小売りいたします。
預り金出納管理費	1,000円（1月当り）	個人の預り金の管理
通信費	実 費	切手代
文書発行手数料	50円（1枚当り）	利用料自己負担額証明書等の発行
送迎費（看護・介護職員の介護を伴う片道の料金、1回につき）	片道1,500円（市外片道5kmを増すごとに400円を加算）	協力病院以外の医療機関への通院時等片道
実費によるサービス料・電気使用料	50円（1日1点当り）	個人所有のテレビ、ラジカセ等の電気製品使用時の電気料
入院または外泊時の居住費	3,000円（1日につき）	外泊時加算の対象期間を超え、7日目以降も希望等により、居室を確保する場合の居住費

(注)

- ※ 日常費用受入・支払代行を依頼する場合は、別途「預り金出納管理依頼書」をご提出いただきます。
- ※ 施設利用料領収書の再発行は致しませんが、所得税の医療費控除等に要する施設利用料自己負担額証明書の発行については、事務課までご相談ください。（ただし、発行は有料になります。）
- ※ その他教養娯楽費用、買物費用、理容費などは自己負担になります。
- ※ 基本料金の減免措置については、生活相談員にお尋ねください。
- ※ お支払方法については、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、毎月28日までにお支払いください。なお、退所された場合も、同様です。お支払いいただきますと、施設利用料の領収書を発行します。